

令和6年11月27日

南あわじ市長 守 本 憲 弘 様

南あわじ市特別職報酬等審議会
会 長 原 孝

南あわじ市特別職の報酬等の額について（答申）

令和6年8月2日付け南あ総務発第550号で意見を求められた標記のことについては、
審議の結果、次のとおり答申します。

答 申 書

令和 6 年 11 月

南あわじ市特別職報酬等審議会

1 特別職の報酬等の額

(1) 議会議員の報酬の額

現行額に据え置くことが妥当である。

(2) 市長、副市長及び教育長の給料の額

現行額に据え置くことが妥当である。

(3) 非常勤特別職の報酬等の額

現行額に据え置くことが妥当である。

2 審議会開催状況

第1回審議会 令和6年8月2日

第2回審議会 令和6年10月7日

3 審議の経過及び内容

令和6年8月2日、南あわじ市の議会議員の報酬の額、市長、副市長及び教育長の給料の額並びに非常勤特別職の報酬及び費用弁償の額について市長より諮問を受け、2回の審議会を開催した。

審議にあたり、社会経済情勢を踏まえ、県内他市及び全国の類似団体の報酬等の額、財政状況等を比較し、市民の代表としての自覚と責任のもとに、公平、不偏の立場で慎重に審議した。

(1) 社会経済情勢の動向

内閣府が公表した令和6年9月の月例経済報告によると、「先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種施策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、欧米における高い金利水準の継続や中国における不動産市場の停滞の継続に伴う影響など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。」としている。

全国の消費者物価指数（総合）の状況は、令和4年度の指数を100%とした場合、令和5年度の指数は105.6%であった。また、市長等の特別職の給料に改定があった直近の年度である平成22年度の指数は94.8%としており、令和5年度と比較すると、10.8%の差が生じている。

(2) 人事院勧告の内容

今年の人事院勧告では民間における初任給の動向や、公務において人材確保が喫緊の課題であること等を踏まえ、若年層に特に重点を置くとともに、おおむね30歳台後半までの職員にも重点を置いた改正により、一般職の給料の基準となる行政職俸給表

(一) 全体が平均 3.0%の引上げ改定とした。本市における最上位の職務の級である部長級に適用する俸給表（7級）の改定は、平均 1.2%の引上げとした。

俸給表（7級）全体の金額については、市長等の特別職の給料に改定のあった平成 22 年と今年を比較した結果、ほぼ同じ水準であった。一方で、一般職の期末手当及び勤勉手当の合計支給月数についても比較すると、平成 22 年から 0.65 月分増となっている。なお、市長等の特別職、議会議員の期末手当の支給月数については、人事院勧告による一般職の期末手当及び勤勉手当の合計支給月数の改定に合わせて、都度改定している状況である。

(3) 市の財政状況

財政指標を県内他市のものと比較すると、財政力指数、実質公債費比率、将来負担比率が下位に位置している状況である。

また、全国の類似団体との比較においては、前述の指標に加え、経常収支比率も平均を下回っている状況である。

今後は、広域ごみ処理施設整備事業、大鳴門橋周辺環境整備事業等の大型事業の実施による公債費や地方債残高の増加に加え、既存の公共施設等の更新に伴う多額の費用も見込まれることから、財政状況に見合う行政サービスの最適化をより一層進めていく必要がある。

(4) 議会議員の報酬の額

報酬額は、県内の市の中では、議長、副議長、議員ともに低い水準にある一方で、類似団体の中では、いずれの区分においても、平均の報酬額を上回っていることから、その報酬額は、著しく低いものとは言えず、許容の範囲にあると判断する。

社会経済情勢は、緩やかな回復が見込まれ、物価の上昇が続く中、実質賃金のプラス転換も見られるところであるが、厳しい市の財政状況、他市との均衡、景気の先行きに対する不安感が払拭し切れない市民の感情を考慮すると、議会議員の報酬等の額については、現行の額を据置きとすることが妥当であるとの結論に至った。

(5) 市長、副市長及び教育長の給料の額

市長等の特別職の給料の額についても、議会議員と同様に、県内の市の中では、低い水準に位置づけられているものの、類似団体と比較した場合、すべての区分で平均の額を上回っており、最低限の水準は確保できていると判断する。

これらの特別職の期末手当の年間支給月数については、一般職の人事院勧告に準じた引上げを実施しており、一定の経済・雇用情勢等の反映は加味されてきたものと考ええる。給料の額については、議会議員の報酬を据置きとした理由と同様、市民の意識等を勘案し、据え置くことが妥当であるとの結論に至った。

(6) 非常勤特別職の報酬等の額

近隣市と比較して、概ね均衡が保たれている。地方分権の推進により委員会の数及び各種委員等の業務量は増加傾向にあり、それぞれの分野において重要事項を審議、計画、執行し、市行政に多大な貢献をされている。しかし、市の財政が縮小していく状況の中、議会議員の報酬の額、市長等の特別職の給料の額について据え置くこととしていることから、非常勤特別職の報酬等においても、据え置くことが妥当であるとの結論に至った。

4 附帯意見

特別職の報酬等の額は、その適正性の確保のため、市民の声をはじめ、市の財政状況、他の自治体との均衡等を考慮した審議の定期的な実施が重要であると考えことから、引き続き、当審議会の委員任期である2年に1度は諮問されるよう配慮されたい。

また、今回の審議会においては、10年以上据え置かれている特別職の報酬等の額について、この間の物価の上昇や民間の賃上げの状況から、引上げを検討すべき時期にあるという意見が出された。今後も物価や給与水準の上昇傾向が継続するようであれば、次年度に諮問するなど、早期の対応を検討されたい。

5 むすびに

地方分権の推進、急速な少子高齢化や情報化の進展に伴い、行政需要が増加するとともに、公共サービスの高度化・複雑化への対応も求められる。

このような社会経済情勢に対応するため、市民の代表である議会議員、行政経営の責任者としての市長をはじめとする特別職におかれては、それぞれの職務、職責において、市民の負託に応えるべく、今後とも市政の発展と市民福祉の増進のために、なお一層ご尽力されることを期待する。

令和6年11月27日

南あわじ市特別職報酬等審議会

会 長	原 孝
職務代理者	赤穂 秀樹
委 員	市川 富夫
委 員	清川 とし子
委 員	田村 哲志
委 員	原口 和幸
委 員	久田 浩嗣

(五十音順)